

厚木市グリーン購入 調達ガイドライン

このガイドラインは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号以下「グリーン購入法」という。）第10条第1項の規定に基づく、「グリーン購入調達方針」として、本市の環境配慮物品の調達に関する基準を定めるものです。

1 対象物品及び調達目標

グリーン購入の対象物品（特定調達物品）の分野及び品目一覧は、特定調達品目の分野及び品目一覧に示すとおりとします。調達目標は、各分野100%とします。ただし、報告対象外の分野においては、積極的な調達に努めることとします。

2 グリーン購入適合の判断

グリーン購入適合の判断は次のとおりとします。

- (1) 3に掲げる環境ラベルがあること。
- (2) 4に掲げるデータベースに登録があること。
- (3) 上記の確認が取れない場合でも5に掲げる詳細な基準に適合すること。

3 調達に関する既存環境ラベル等との対応

グリーン購入については、分野別・品目別に詳細な基準がありますが、比較的容易な方法として、既存環境ラベルを判断基準とすることがあります。

既存環境ラベル等との対応関係については、「グリーン購入の調達者の手引き」（環境省）を参考にしてください。ラベルがあるものは適合品とします。

- (1) 環境省「グリーン購入の調達者の手引き」

<https://www.env.go.jp/content/000387344.pdf>

- (2) 環境省 環境ラベル等データベース

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

4 調達の簡易な判断基準

グリーン購入をする場合は、環境に配慮された物品に関する情報を商品カタログのほか、インターネットなどを通じて次のデータベースなどを参照し情報を入手することができます。これらのデータベースに登録されている物品は適合物品とします。

- (1) グリーン購入ネットワーク エコ商品ねっと

<https://www.gpn.jp/econet/>

- (2) 日本環境協会 エコマーク商品検索

https://www.ecomark.jp/search/green_search.php

(3) グリーンステーション・プラス

<https://g.greenstation.net/>

5 調達判断の詳細な基準

環境ラベルを取得しておらず、データベースにも掲載されていないものであっても適合物品の可能性はあります。仕様書等を確認し、次に掲げる詳細な基準に対応するものについては、適合物品とします。

(1) 環境省「グリーン購入の調達者の手引き」

<https://www.env.go.jp/content/000387344.pdf>

(2) 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

<https://www.env.go.jp/content/000387322.pdf>

6 調達の方法

担当職員は、物品を調達する場合は、次の事項を確認した上で購入手続を行って下さい。

- (1) 購入する物品が特定調達品目の分野及び品目一覧の「グリーン購入対象物品」か。
- (2) グリーン購入対象物品の場合、2に定めるグリーン購入適合物品か。
- (3) 購入数量（必要性を十分に考慮した上で、適切な購入量か？）
- (4) 購入金額（従来品と比較して妥当な価格か？）
- (5) 納入業者（グリーン購入に協力的か？発注先が環境に配慮した事業者か？など）

7 報告

担当職員は、別に定める報告方法によって、報告を行って下さい。

物品の購入、リース等による調達は報告の必要があります。

工事等に含まれる場合には、グリーン購入に努めるものとし、報告の必要はありません。

8 公表

報告に基づき、環境政策課で集計を行い、年1回調達率の公表をします。

このガイドラインは、平成24年1月11日から施行します。

このガイドラインは、平成28年7月19日から施行します。

このガイドラインは、平成30年6月13日から施行します。

このガイドラインは、令和8年6月11日から施行します。